

会 員 登 録 規 程

(総 則)

第1条 宮城県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)規約第21条により本規程を定める。

(目 的)

第2条 本規程により、ソフトテニスの一層の普及活動のための基盤として、本連盟およびその加盟団体における会員組織と会員の把握を明確に行うとともに、あわせて各組織の財政に寄与させるものとする。

(加盟団体)

第3条 加盟団体とは、本連盟の趣旨に賛同して本連盟に加盟したソフトテニス競技団体、または全国的に組織されたソフトテニス競技団体の下部組織をいう。

(会 員)

第4条 本連盟がいう会員とは、第5条に規定した所属団体に属する者、および第5条に規定された所属団体に属さない個人で加盟した者をいう。

(所属団体の区分)

第5条 本連盟の加盟団体は、次の種別に区分する。

第1種 年齢の制限しない一般社会人によって構成する団体(本連盟役員、加盟団体役員、第3種・第4種・第5種の監督を含む)

第2種 宮城学生ソフトテニス連盟に属する者によって構成する団体

第3種 宮城県高等学校体育連盟ソフトテニス部会に所属する者によって構成する団体

第4種 宮城県中学校体育連盟ソフトテニス部会に所属する者によって構成する団体

第5種 小学生によって構成する団体

(会員の資格)

第6条 本連盟および加盟団体が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等の事業に参加する者は、本連盟の会員でなければならない。

(会員登録)

第7条 会員は、本連盟を通じて財団法人日本ソフトテニス連盟に登録する

ものとする。

(登録の特例)

第8条 第5条第3種,第4種の所属団体は,全国高等学校体育連盟ソフトテニス部会又は,日本中学校体育連盟ソフトテニス部会にも登録しなければならない。

(登録手続期間)

第9条 会員登録は,毎年行うものとし3月1日から5月20日までの間に手続きを完了しなければならない。

特別の理由により,上記の期間内に手続き不能の場合は,その理由を付して加盟団体長より本連盟に申請の上承認を得なければならない。

(登録手続き)

第10条 会員の登録は別に定める様式にもとづき行うものとする。

(登録の変更)

第11条 会員が転居により所属団体等登録内容が変更となる場合は,別に定める様式にもとづき,登録内容の変更手続きを行うものとする。

(登録の取消)

第12条 会員が次の項目に該当した場合は,会員登録を取り消す。

1. 会員としての資格を失った場合
2. 本連盟規約に違反した場合

(登録料)

第13条 登録料は一人当たり年間

第1種ならびに個人加盟の社会人	2,000円
第2種	1,000円
第3種	800円
第4種	800円
第5種	800円

(補 則)

この規程は平成11年4月1日から施行する。

この規程は平成17年4月1日から施行する。